

6月は環境月間 6月5日は環境の日

問 環境防災課 ☎84-0314

1972年6月5日からストックホルムで開催された「国際人間環境会議」を記念に定められたものです。国連では、この日を「世界環境デー」とし、日本でも「環境基本法」において「環境の日」と定め、6月を環境月間としています。
この機会に、環境にやさしい取り組みを始めてみませんか。

もえるごみの 4割が生ごみ

生ごみ削減強化キャンペーン実施中

多くの方に生ごみ減量化に取り組んでもらうため、町職員が各自治会や地域に出向いて「生ごみ処理器キエーロ」や「水切り三角コーナー」の使用実演・説明会を開催します。
開催日時など詳しくは、6月15日号のおしらせ版をご覧ください。

毎日の生活で出るもえるごみですが、そのうち約4割が生ごみです。その生ごみを自宅で処理することができれば、ごみの減量効果はとても大きなものになります。
そこで、町では、ごみの排出抑制のために家庭での生ごみ削減の強化を図り、ごみの減量化・資源化を推進しています。町で推奨する生ごみ減量化の取り組みを紹介します。

自然界の微生物を上手に活用 「生ごみ処理器キエーロ」

黒土の中に生ごみを入れると、微生物の働きで生ごみが分解され、土に還してくれます。電気を使わないので、維持費がかからず、地球環境にやさしい非電動型の生ごみ処理器です。

ご利用ください！助成制度

・おしゃれdeキエーロ [利用者負担金 5,000円]



・ベランダdeキエーロ [利用者負担金 3,000円]



手軽に取り組める 「水切り三角コーナー」

生ごみの水分をしっかりと切ることは、ごみ減量の基本です。また、ごみの水分はいやな臭いだけでなく腐敗の原因にもなります。一般的な三角コーナーとは異なり、そのまましばらくして簡単に水切りできる三角コーナーです。



左：はさんでしぼるタイプ（プラスチック製）
右：全体をしぼるタイプ（シリコン製）

水切り三角コーナーモニター募集！

町では、2種類の水切り三角コーナーモニター（各150世帯で計300世帯）を募集します。約2～3か月使用後、簡単なアンケートにお答えいただけます。
詳しくは、6月15日号のおしらせ版をご覧ください。

広げよう！ 要援護者支援活動の輪

災害時要援護者登録制度と 要援護者拠点施設専門職登録制度

問 福祉課 ☎84-0316

町では、大規模災害の発生に備え、避難するときに支援が必要な方を把握したり、避難所での生活を送ることが困難な方の避難生活を支援したりするための制度があります。災害に強い町づくりのために、要援護者支援活動の輪を広げましょう。

登録はお済みですか？ 災害時要援護者登録制度

町では、災害時要援護者登録制度への登録の呼びかけを行っています。この制度は、避難するときに支援が必要な高齢者や障がいのある方などを事前に把握し、自治会（自主防災会）、民生委員、町社会福祉協議会、町（行政）とで情報を共有し、大規模災害発生時の支援に活用していくものです。登録は、各自治会でを行っていますので、ご相談ください。なお、すでに登録されている方は、申込みの必

要はありません。

対象者は？

- 介護保険の認定を受けている方
- 障害者手帳を持っている方
- 妊娠中の方
- 3歳未満の児童
- 外国籍の方
- その他、避難行動に支援が必要な方



登録には、本人又は家族の同意が必要です。個人情報への意識の高まりに伴い、要援護者情報の共有・活用が困難な場合があるからです。登録された個人情報、災害時の支援のために自治会関係者や民生委員など複数の関係者が共有することになります。

ご協力ください！ 要援護者拠点施設専門職 登録制度

大規模災害発生時には、町福祉会館が要援護者の拠点施設になります。日常生活で介助や見守りが必要な方のうち、地域避難所や広域避難所での生活を送ることが困難な方の避難生活を支援するための拠点施設です。

要援護者拠点施設専門職登録制度とは、要援護者拠点施設の機能を充実させ、避難生活を送る上での生活の質の維持・向上のため、看護師や介護士を事前に登録していただくための制度です。登録は、福祉課で行っています。

対象の資格は？ ● 医師

福祉避難所協定を締結しました！

町では、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の一時的ケアを担う体制を構築するため、福祉施設や医療機関などと協定を締結し、福祉避難所を設けています。

3月27日（金）に、透析治療を行う常時介護が必要な方の避難施設として、医療法人陽風会・高台病院と「福祉避難所協定」を締結しました。



- 看護師（准看護師を含む）
- 介護士（介護福祉士など）
- 保育士
- 社会福祉士など

どのような仕事をするの？
大規模災害が発生し、町が災害時要援護者拠点施設を設置した際に、拠点施設に避難してきた要援護者の避難生活に必要な介護などを行います。
町の非常勤職員として業務にあたっていただき、町の基準により賃金を支払います。